

○たきぐち委員 私からは、資産の有効活用について伺いたいと思います。

都の人口は、二〇二五年度をピークに減少に転ずると予測されているわけでありまして、人口減少によって料金収入の減少が見込まれる中、持続可能な水道事業に向けた取組を行っていく必要性については言をまたないところでもあります。

水道事業の収入の八割強を水道料金が占めておりますが、将来的な財政運営を安定的なものとするためには、様々な経費節減を進めると同時に、事業に活用する見込みのない資産の有効活用を図ることで収入を確保していくことも重要であります。

水道局は東京水道経営プラン二〇二一を策定し、経営努力として、未利用地の売却などによって、今年度から五年間で約六十一億円の収入を見込んでいます。また、そのほかにも、資産の貸付けによって収入を確保していくとしておりますが、昨年度までの五年間ではどの程度の収入を確保してきたのか、東京水道経営プラン二〇一六の期間における資産の有効活用によって得た収入の推移を伺います。

○金子経理部長 当局では、土地や建物などの資産を貴重な経営資源として捉え、経営努力の一環として利活用を図り、収入の確保に努めております。

土地や建物の貸付け等による収入は、平成二十八年度は約七十五億円、二十九年度は約七十六億円、三十年度は約七十九億円、令和元年度は約八十一億円、二年度は約八十四億円でございます。

貸付けによる収入が見込めない土地につきましては、売却して収入を得ることとしており、平成二十八年度は約十六億円、二十九年度は約八億円、三十年度は約四億円、令和元年度は約二億円、二年度は約二十八億円でございます。

○たきぐち委員 資産の貸付けについては毎年八十億円前後ということで、五年間で約三百九十五億円、一定の収入を安定的に確保しているという状況が分かりました。

一方、土地の売却については、五年間で合計五十八億円ということですが、年によって増減があり、昨年度、令和二年度の実績は他の年度と比べて大きくなっている状況でありました。

そこで、令和二年度の土地売却はどのようなものであったのか、主な実績を伺います。

○金子経理部長 令和二年度の土地売却の主な実績は、旧南千住浄水場用地を荒川区に約二十八億円で売却したものでございます。

なお、当用地は水道事業会計と工業用水道事業会計とで保有していたものでございまして、売却金額は、工業用水道事業会計分の約三十八億円と合わせて総額約六十六億円となっております。

○たきぐち委員 私の地元荒川区にある旧南千住浄水場用地の売却ということでもあります。この浄水場は、昭和三十九年から工業用水道の浄水場として、やはり区内にある三河島水再生センターの下水処理水を原水として、ろ過水を、荒川区のほか、墨田区や江東区などに送水していたものであります。

ご説明のとおり、水道事業会計と工業用水道会計のそれぞれに、売却収入、売却益などとして計上されていることは、決算資料でも確認をいたしました。

浄水場としては平成九年まで三十三年間稼働したと聞いておりますが、施設の後利用については地元でも関心事でありました。浄水場が廃止されてから売却に至るまで多くの時間が経過しており、また、売却の方針が決まった後も、売却時期などについて様々な検討、協議がなされたと聞いております。その経過について伺います。

○金子経理部長 旧南千住浄水場用地は、平成九年に浄水場を廃止した後、工業用水道事務所や旧荒川給水管理所、資材置場等として当局で活用してまいりました。

平成二十一年に旧荒川給水管理所を廃止した後は、土地の一部や建物を民間企業や地元の荒川区に貸し付けるなど、可能な限り活用を図りつつ、敷地全体について活用方策を検討してまいりました。

こうした中、平成三十一年に地元の荒川区から取得要望を受けたため、荒川区との間で売却範囲や時期、売却に当たっての諸条件などにつきまして協議を行い、令和二年度に、工業用水道事業で使用している一部用地を除きまして売却するとともに、残る用地につきましても、工業用水道事業廃止後に売却することといたしました。

○たきぐち委員 一万八千平米を超える土地でありまして、平成二十一年以降、荒川区などに貸し付けてきたというご説明でありました。

ちょうどその頃、アプリユスという若手芸術家の団体が、展覧会やワークショップなどの創作活動の拠点としていたところに私も足を運んだことを覚えておりますが、最近では東京藝大が美術作品を保管する収蔵庫として、荒川区を通じて使用していたということも聞いております。その後、区が取得の意向を示し、協議が始まったという経緯かと思えます。

荒川区としては、この場所を都市計画公園として整備すると同時に、広域避難場所など、大規模災害が発生した際の活用を図る方針を示しているところであります。

都としては、活用予定のない土地を売却することで一定の収入を確保でき、区としても、区政の課題解決に必要な用地を確保できることから、都と区の合意が調ったものと認識をしておりますが、こうした活用予定のない資産は、地元自治体が有効活用できるように、今後も積極的に道筋をつけていくべきと考えますが、局としての資産活用方針について伺います。

○金子経理部長 当局が所有する土地のうち、活用見込みがないものにつきましては、庁内各局や地元自治体に対しまして、公共用途での活用の検討ができるよう、情報提供を行っております。活用について要望があった場合には、局事業に支障のない範囲で貸付けや売却を行うこととしております。

今後も、局が所有する資産につきましては、事業上の制約や収益の確保、立地特性、地元の意見等を十分に考慮し、公益性と収益性とを総合的に勘案しながら、積極的に有効活用を進めてまいります。

○たきぐち委員 水道局が保有する土地や建物に関しては、東京都水道局固定資産規程に基づいて、用途や時期などについて協議がなされるものと承知をしております。今後も、地元の意見などを考慮しながら、公益性と収益性を総合的に勘案し、積極的な有効活用を図っていくという答弁でありました。

南千住の用地につきましても、残りの土地を令和四年度に売却する予定ということですので、区の意向も十分に考慮しながら進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。